

かごしまエコファンド制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、事業者、県民などの自発的な温室効果ガスの排出削減を促進するため、県内における事業活動や社会活動において発生する温室効果ガスのうち、自ら削減できない排出量について、森林整備などによるCO₂吸収量等で埋め合わせを行う取組を推進することを目的とし、本制度の適正かつ円滑な実施に必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) プロジェクト

森林整備等の温室効果ガス排出削減・吸収に係る取組

(2) プロジェクト事業者

プロジェクトを計画し、実施する者

(3) クレジット

県により一定の品質が認証された二酸化炭素削減・吸収量

(事業)

第3条 第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) クレジット事業

(2) 寄付事業

(3) その他必要な事業

(透明性・信頼性の確保)

第4条 本制度の透明性・信頼性を確保するために、第三者機関として設置するかごしまエコファンド認証運営委員会（以下「委員会」という。）において審査等を行う。

(制度の運用)

第5条 本制度の運用は、別表第1に定める組織において行う。

第2章 クレジット事業

(クレジットプロジェクト)

第6条 プロジェクトは、別表第2に定めるところによる。

(プロジェクトの登録申請)

第7条 プロジェクト事業者は、プロジェクト登録申請書（第1号様式）に必要書類を添付し、県にプロジェクト登録申請を行う。

(プロジェクトの登録)

第8条 委員会は、申請のあったプロジェクトについて、内容を審査し、登録の可否を決定する。

2 県は、委員会の審査結果を基に、登録承認されたプロジェクトをプロジェクト登録簿

に登載し、公益社団法人鹿児島県森林整備公社（以下「公社」という。）に報告するとともに、プロジェクト登録通知書（第2号様式）によりプロジェクト事業者へ通知する。

3 公社は、登録されたプロジェクトの内容をweb上で公開する。

（プロジェクトの実施）

第9条 プロジェクト事業者は、プロジェクトの登録後、プロジェクト計画書に則り事業を実施する。

2 プロジェクトの実施分については、別途定める「かごしまエコファンド制度モニタリングマニュアル」に基づいてモニタリングを行う。

（プロジェクトの内容等の変更）

第10条 プロジェクト事業者は、第8条の規定による通知を受けた後、プロジェクトの内容等について、重要な変更が生じたときは、プロジェクト変更登録申請書（第3号様式）に必要書類を添付し、県に変更申請を行う。

2 委員会は、プロジェクトの内容等の変更申請が提出された場合、内容を審査し、当該申請の内容が適正であると認めるときは、承認するものとする。

3 県は、委員会の審査結果を基に、変更承認されたプロジェクトを公社に報告するとともに、プロジェクト登録簿を変更し、プロジェクト変更承認通知書（第4号様式）によりプロジェクト事業者へ通知する。

4 公社は、変更したプロジェクトの内容をweb上で公開する。

（クレジットの認証）

第11条 プロジェクト事業者は、プロジェクト実施後、必要書類を添付して、クレジット認証申請書（第5号様式）を県に提出するものとする。

2 県が設置する鹿児島県二酸化炭素削減・吸収量等認証審査会（以下「審査会」という。）は、プロジェクトに係る二酸化炭素削減・吸収量の算定を行う。

3 委員会は、プロジェクト事業者から申請された認証申請について、審査会の算定結果を基に審査を行う。

4 県は、委員会の審査結果を基に、クレジットを認証し、認証されたクレジットをクレジット登録簿に登載し、公社に報告するとともに、クレジット認証通知書（第6号様式）によりプロジェクト事業者へ通知する。

5 公社は、認証されたクレジットの内容をweb上で公開する。

（クレジットの管理）

第12条 公社は、クレジット取引の処理を行った場合、プロジェクト事業者へ通知するとともに、県に処理状況を報告する。

2 県は、前項の報告を受けた場合は、オフセット証明書を発行する。

（クレジットの売買）

第13条 本制度において認証されたクレジットの売買については、別に定める。

第3章 寄付事業

（寄付プロジェクト）

第14条 寄付事業におけるプロジェクト（以下「寄付プロジェクト」という。）は、別表

第2に定めるところによる。

(寄付プロジェクトの登録申請)

第15条 寄付プロジェクトを計画し、実施しようとする者（以下「寄付プロジェクト事業者」という。）は、寄付プロジェクト登録申請書（第7号様式）に必要書類を添付し、県に寄付プロジェクト登録申請を行う。

(寄付プロジェクトの登録)

第16条 委員会は、申請された寄付プロジェクトについて、内容を審査し、登録の可否を決定する。

2 県は、委員会の審査結果を基に、登録承認された寄付プロジェクトを公社に報告するとともに、寄付プロジェクト登録簿に登載し、寄付を募集するとともに、寄付プロジェクト登録決定通知書（第8号様式）により寄付プロジェクト事業者に通知する。

3 公社は、登録された寄付プロジェクトの内容をweb上で公開する。

(寄付プロジェクトの支援の決定)

第17条 県は、寄付の申込があった場合は、寄付金により支援する寄付プロジェクトを決定し、寄付プロジェクト事業者へ支援決定を通知する。

(寄付プロジェクトの内容等の変更)

第18条 寄付プロジェクトの内容等の変更については、第10条に準じるものとする。

(寄付プロジェクトの実施)

第19条 寄付プロジェクト事業者は、支援決定後速やかに、寄付プロジェクト計画書に則り事業を実施する。

2 寄付プロジェクトの終了後、寄付プロジェクト事業者は速やかに、県に実績を報告しなければならない。

3 県は、実績を確認後、寄付申込者及び公社に実施状況等の報告を行うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、当該制度に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年4月 1日から施行する。

別表第1 組織体制一覧表

組織	業務内容
鹿児島県	・プロジェクト登録申請及びクレジット認証申請書の受理 ・プロジェクトの登録・管理 ・クレジットの認証・管理 ・かごしまエコファンド認証運営委員会の運営 ・その他、かごしまエコファンドを運用するために必要な事務
公益社団法人鹿児島県 森林整備公社	・クレジットの売買 ・その他、かごしまエコファンドを運用するために必要な事務
かごしまエコファンド 認証運営委員会	・プロジェクトの審査 ・クレジットの審査 ・かごしまエコファンドの運営・管理方法に関する事項の検討 ・その他、かごしまエコファンドの運用において必要な審査

別表第2 プロジェクトの基準

1 クレジットプロジェクト

種類	要件・対象等												
間伐活動	【要件】 以下の3つの要件をすべて満たすこと。 1 プロジェクト実施地は、森林法第5条又は第7条の2に定める森林であること。 2 プロジェクト実施地は、森林経営計画等が計画され、持続的な森林経営の対象地であることが証明されること。また、クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林経営計画等において転用及び主伐が計画されていないこと。 3 2010年4月1日以降に森林経営計画等に基づき施業（間伐）されたものであること。 【対象】 対象者は、県及び市町村等とする。 【基準】 1 面積は、1箇所あたり0.1ha以上とする。 2 間伐率は、20%以上とする。 3 樹種は、スギ及びヒノキを対象とする。 【方法】 1 吸収量算定方式 グロソーネット方式を採用し、2010年以降に間伐が実施された林分の吸収量を計上する。 2 吸収量算定方法 かごしまCO₂吸収量等算定基準に基づき算定する。 3 モニタリング方法 プロジェクトの実施にあたっては、かごしまエコファンド制度モニタリングマニュアルに基づき、モニタリングを実施する。 <table><tr><th>区分</th><th>方法</th><th>頻度</th></tr><tr><td>面積</td><td>実測又は地積に基づき、適切に計測されたもの</td><td rowspan="4">モニタリング時に1回</td></tr><tr><td>地位</td><td>プロット調査により平均樹高を算出し、地位を特定する。</td></tr><tr><td>成長量</td><td>平成20年4月鹿児島県林務水産部林分収穫表により算出する。</td></tr><tr><td>拡大係数</td><td>日本国温室効果ガスインベントリの数値を使用する。</td></tr></table>	区分	方法	頻度	面積	実測又は地積に基づき、適切に計測されたもの	モニタリング時に1回	地位	プロット調査により平均樹高を算出し、地位を特定する。	成長量	平成20年4月鹿児島県林務水産部林分収穫表により算出する。	拡大係数	日本国温室効果ガスインベントリの数値を使用する。
区分	方法	頻度											
面積	実測又は地積に基づき、適切に計測されたもの	モニタリング時に1回											
地位	プロット調査により平均樹高を算出し、地位を特定する。												
成長量	平成20年4月鹿児島県林務水産部林分収穫表により算出する。												
拡大係数	日本国温室効果ガスインベントリの数値を使用する。												

種類	要件・対象等												
植栽活動	【要件】 以下の3つの要件をすべて満たすこと。 1 プロジェクト実施地は、2010年3月31日時点で森林法第5条又は第7条の2に定める森林（森林計画対象森林）でないこと。 2 プロジェクト実施地は、森林計画対象森林に含まれるよう必要な措置がとられていること、又は当該プロジェクトにより既に森林計画対象森林とされていること。 3 2010年4月1日以降に森林経営計画等に基づき施業（植栽）されたものであること。 【対象】 対象者は、県及び市町村等とする。 【基準】 1 面積は、1箇所あたり0.1ha以上とする。 2 植栽本数は、1haあたり2000本以上とする。 3 植栽樹種は、スギ、ヒノキ、マツ、広葉樹を対象とする。 【方法】 1 吸収量算定方式 グロースネット方式を採用し、2010年以降に植栽が実施された林分の吸収量を計上する。 2 吸収量算定方法 かごしまCO₂吸収量等算定基準に基づき算定する。 3 モニタリング方法 プロジェクトの実施にあたっては、かごしまエコファンド制度モニタリングマニュアルに基づき、モニタリングを実施する。 <table><tr><th>区分</th><th>方法</th><th>頻度</th></tr><tr><td>面積</td><td>実測又は地積に基づき、適切に計測されたもの</td><td rowspan="4">モニタリング時に1回</td></tr><tr><td>地位</td><td>プロット調査により平均樹高を算出し、地位を特定する。</td></tr><tr><td>成長量</td><td>平成20年4月鹿児島県林務水産部林分収穫表により算出する。</td></tr><tr><td>拡大係数</td><td>日本国温室効果ガスインベントリの数値を使用する。</td></tr></table>	区分	方法	頻度	面積	実測又は地積に基づき、適切に計測されたもの	モニタリング時に1回	地位	プロット調査により平均樹高を算出し、地位を特定する。	成長量	平成20年4月鹿児島県林務水産部林分収穫表により算出する。	拡大係数	日本国温室効果ガスインベントリの数値を使用する。
区分	方法	頻度											
面積	実測又は地積に基づき、適切に計測されたもの	モニタリング時に1回											
地位	プロット調査により平均樹高を算出し、地位を特定する。												
成長量	平成20年4月鹿児島県林務水産部林分収穫表により算出する。												
拡大係数	日本国温室効果ガスインベントリの数値を使用する。												

2 寄付プロジェクト

種類	要件・対象等
地域森林整備活動	【要件】 地球温暖化対策として行う以下の活動。 1 森林整備活動 2 1 に付随する活動 (道路の整備, 散策道の整備, 苗木の育成, 森林ボランティア等の森林整備活動支援 など) 【対象】 対象者は, 市町村及び市町村等の組織する協議会等とする。

(第1号様式) 要綱第7条関係

年 月 日

鹿児島県知事 殿

プロジェクト事業者

住所

氏名

かごしまエコファンドプロジェクト登録申請書

かごしまエコファンド制度におけるプロジェクトを実施したいので、かごしまエコファンド制度実施要綱第7条の規定により、関係書類を添えて登録申請します。

記

1 プロジェクト名

2 プロジェクトの概要

(1) 目的

(2) 実施内容

(3) 実施場所

(4) 実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日 (年 ヶ月)

(5) 想定吸収量

t-CO₂

(第2号様式) 要綱第8条関係

年 月 日

プロジェクト事業者

殿

鹿児島県知事

かごしまエコファンドプロジェクト登録通知書

年 月 日付けで登録申請のあった、かごしまエコファンド制度におけるプロジェクトについては、かごしまエコファンド制度実施要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 プロジェクト登録番号

2 プロジェクト名

3 プロジェクトの概要

(1) 目的

(2) 実施内容

(3) 実施場所

(4) 実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日 (年 ヶ月)

(5) 想定吸収量

t-CO₂

4 その他

(1) プロジェクトの登録は、当該プロジェクトについて、本制度上正式に手続きを開始するものであり、なんら法的な効果を生むものではない。

(2) 登録されたプロジェクトについて、鹿児島県、かごしまエコファンド認証運営委員会及び公益社団法人鹿児島県森林整備公社がクレジットの発行を保証するものではない。

(第 3 号様式) 要綱第 10 条関係

年 月 日

鹿児島県知事 殿

プロジェクト事業者

住所

氏名

かごしまエコファンドプロジェクト変更登録申請書

年 月 日付けで登録されたかごしまエコファンド制度におけるプロジェクトを下記のとおり変更したいので, かごしまエコファンド制度実施要綱第 10 条第 1 項の規定により, 関係書類を添えて申請します。

記

1 プロジェクト名

2 変更の内容

3 変更の理由

(第4号様式) 要綱第10条関係

年 月 日

プロジェクト事業者

様

鹿児島県知事

かごしまエコファンドプロジェクト変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあったかごしまエコファンドプロジェクトの変更については、かごしまエコファンド制度実施要綱第10条第3項の規定により承認します。

(第5号様式) 要綱第11条関係

年 月 日

鹿児島県知事 殿

プロジェクト事業者

住所

氏名

かごしまエコファンドクレジット認証申請書

かごしまエコファンド制度におけるプロジェクトを実施したので、下記のとおりプロジェクトに係るクレジットを認証して下さるよう、かごしまエコファンド制度実施要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて認証申請します。

記

1 プロジェクト登録番号

2 プロジェクト名

3 プロジェクト登録日
年 月 日

4 クレジットの概要

(1) 実施場所

(2) 施業方法

(3) 面積

5 CO₂吸収量

t-CO₂

6 連絡先 所属：

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

(第6号様式) 要綱第11条関係

年 月 日

プロジェクト事業者
様

鹿児島県知事

かごしまエコファンドクレジット認証通知書

年 月 日付けで申請のあった、かごしまエコファンド制度におけるクレジットについては、かごしまエコファンド制度実施要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 プロジェクト登録番号

2 プロジェクト名

3 プロジェクト登録日
年 月 日

4 クレジットの概要

- (1) 実施場所
- (2) 施業方法
- (3) 面積

5 クレジット認証量
t-CO₂

6 クレジット認証日
年 月 日

7 その他

- (1) 認証したクレジットは、かごしまエコファンド制度にのみ活用できます。
- (2) 認証したクレジットについては、かごしまエコファンド制度web上で確認できます。

(第7号様式) 要綱第15条関係

年 月 日

鹿児島県知事 殿

プロジェクト事業者
住所
氏名

かごしまエコファンド寄付プロジェクト登録申請書

かごしまエコファンド制度におけるプロジェクトを実施したいので、かごしまエコファンド制度実施要綱第15条の規定により、関係書類を添えて登録申請します。

記

1 プロジェクト名

2 プロジェクトの概要

(1) 目的

(2) 実施内容

(3) 実施場所

(4) 想定費用

円

(第 8 号様式) 要綱第 16 条関係

年 月 日

プロジェクト事業者

様

鹿児島県知事

かごしまエコファンド寄付プロジェクト登録通知書

年 月 日付けで登録申請のあった, かごしまエコファンド制度におけるプロジェクトについては, かごしまエコファンド制度実施要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1 プロジェクト登録番号

2 プロジェクト名

3 プロジェクトの概要

(1) 目的

(2) 実施内容

(3) 実施場所

(4) 想定費用

(第 9 号様式) 要綱第 18 条関係

年 月 日

鹿児島県知事 殿

プロジェクト事業者
住所
氏名

かごしまエコファンド寄付プロジェクト変更登録申請書

年 月 日付けで登録されたかごしまエコファンド制度におけるプロジェクトを下記のとおり変更したいので, かごしまエコファンド制度実施要綱第 18 条の規定により, 関係書類を添えて申請します。

記

- 1 プロジェクト名
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由